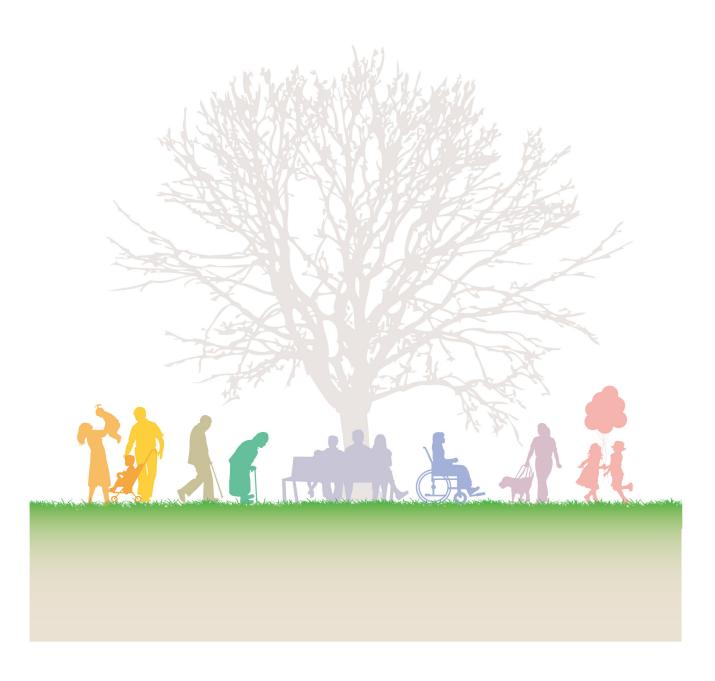
誰もが快適に

誰もが安全安心に暮らせる未来のまちづくり

深川市バリアフリー基本構想

平成28年4月



深川市



わが国では、諸外国に例を見ないほど急速な少子高齢化が進展しており、すでに国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えました。

さらに、地方の高齢化率は一段と進み、本市の高齢化率は平成27年10月1日現在、38、4%となっています。

昨今、身体に障がいのある人もない人も平等に生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、すべての人が利用しやすいことを考慮したものづくりやまちづくりを行う「ユニバーサルデザイン」の考え方が広がりつつあり、さらに高齢者や障がいのある人など、誰もが自立した社会生活を営むことができ、安全・安心、快適に暮らせる環境づくりが強く求められています。

今後ますます高齢者・障がい者の社会参加の機会が増大するなかで、公共交通機関の利用や、駅から周辺施設への移動に際して、歩道の幅が狭く段差もある等、様々な障壁(バリア)が存在しており、これらを除去(バリアフリー化)しなければなりません。

このような背景の中、本市では、平成18年に制定されました「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、「深川市バリアフリー基本構想」を策定しました。

本構想では、本市におけるバリアフリーの推進に関する基本的な方針や重点整備地区に 選定したJR深川駅を中心とする中心市街地のバリアフリー化の整備内容や各種バリアフ リーの課題に対する具体的な整備項目を検討・整理をして、ハード面のみならず、「心の バリアフリー」の推進に向けたソフト面の取り組みについても定めております。

今後は、この基本構想に基づき、公共交通事業者や道路管理者、その他の関係者と連携 し、ハード、ソフト、両面からのバリアフリー化に向け、積極的に取り組んでまいります ので、市民の皆さま方のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、この基本構想の策定にあたり、大変なご尽力を賜りました深川市 バリアフリー基本構想推進協議会の皆さま方をはじめ、市民アンケート、タウンウォッチ ング等に、ご協力いただきました市民、関係団体、関係機関の皆さま方に、心より厚くお 礼申し上げるとともに、今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ ます。

平成28年(2016年)4月

深川市長山下貴史

第1章	バリフ	7フリ-	-基本	構想	策定	EIC	あた	こつ	て														
(1 (2 2 (1 (2 (3 3 (1	基)が)) 基)) 本策策リバババ本バ目 構定定アリリリ構リ標	つ背景 ファファフ 類リファフフのフ リリー リー・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー・	・ ・ ・ 法 治 新 法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・・つのの構・	・・て要本に・	る・	整備	・・・	••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•	•		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	•	•	•			1 1 1 2 2 3 5 6 6 6
第2章	深川市	の現況	兄																				
(1 (2 (3 (4 2 (1 (2 3 (1 (2 (3	が、近になった。 一位のでは、 一位ので	気世人者機・・計深都高に、、というのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	ぬのが かい かい かい かい がい がい がい かい	・ 状・・・計ス計	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			7 7 7 8 9 10 10 12 13 15 16
第3章	市民意	意向の打	巴握																				
(1) 2 (1) (2) (3) (4) 3 (1)	市)ア)))ア)) 民調ンよ利「駅ン主考 ア査ケく用駅及ケな察	D 概の サー川る 及バト が ア が ア が ア は で た に た に に た に た に た に た に た に た た に た に た に た に た に た に た に た に た に た に た に た ら に た ら と ら と り た に と り と り と り と り と り と り と り と り と と り と り と と り と と り と り と り と り と り と り と り と り と り と り と り と り と り と り と り と り と こ と り と こ と こ	・ 集計 る施設 设まで 「 「 月 同辺	・・ ・・ の道 停」	・・・ ・・ 路(の利	· · · 周川	··· ··· 辺 ^環	7	•	•		•	•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•	•	•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•			18 19 19 21 22 23 23
第4章	移動等	等円滑化	との基	本理	念と	:基	本方	分針	-														
	バリアフ バリアフ	-			•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	28 29

第5章 重点整備地区の設定及び生活関連施設、生活関連経路の選定	
1 重点整備地区の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 C 3 1 3 1 3 4 3 4
第6章 重点整備地区の現状と課題	
1 重点整備地区の課題の抽出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36 36 37 37 38
第7章 実施すべき特定事業等に関する事項	
 1 実施する特定事業等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43 44 44 45 46
第8章 バリアフリーの推進に向けて	
1 心のバリアフリーの取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 C 5 C 5 C 5 C
参考資料	
1 用語の解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52 53 54 56



第 1 章 バリアフリー基本構想策定にあたって

第1章 バリアフリー基本構想策定にあたって

1 基本構想策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

我が国では、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展し、現在、国民の4人に1人が65歳以上となる本格的な高齢社会を迎えています。

そして、障がい者が障がいのない人と同じように生活し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、あらゆる人が利用できることを考慮したものづくりやまちづくりを行う「ユニバーサルデザイン」の考え方が浸透しつつあり、障がい者が障がいのない人とともに活動し、行動できるためのサポートや支援が、充実した社会の形成が求められるようになっています。

このため、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」が制定され、不特定多数の人々が利用する一定規模(2,000㎡)以上の建築物の建築等において利用円滑化基準への適合が義務づけられました。

また、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律(交通バリアフリー法)」が制定され、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅周辺道路などの連続した移動経路について、公共交通事業者や公安委員会、道路管理者である地方公共団体等の関係事業者が各々の取り組みの整合性を図ることにより、これらの施設の一体的・総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。

さらに、高齢化への対応や障がい者の社会進出等への促進をより進めるために、バリアフリー整備を「点」や「線」から「面」へ広げることをめざして、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」が統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が平成18年12月20日に施行されました。

こうした中、本市においても、「すべての人が安全に安心して移動できる環境づくり」を目指し、利用者の多い公共施設や、バリアフリー化の優先度が高いJR深川駅を含め、中心市街地を重点整備地区として設定するなど、公共交通機関や歩行空間の移動の円滑化事業の推進を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく、「深川市バリアフリー基本構想」(以下「基本構想」という)を策定することとしました。

(2) 策定の趣旨

基本構想は、JR深川駅や市立病院前バス停などの交通結節点と公共施設を結ぶ中心市街地を 重点整備地区と定め、その施設間を結ぶ道路(特に歩道など)や市役所をはじめとする多数の市 民が利用する建築物などのバリアフリー化を推進します。

重点整備地区を一体的かつ重点的に整備することにより、中心市街地がすべての人にとって移動の利便性・安全性の向上と社会参加機会が増大されることを目的として、バリアフリー化の基本的事項を定めるものです。

2 バリアフリー新法について

(1) バリアフリー新法の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

- ●旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合を求めるとともに、
- ●駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区(重点整備地区)において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合義務。また、 既存の施設について、基準適合の努力義務 など

旅客施設及び車両等

道路

路外駐車場

都市公園

建築物











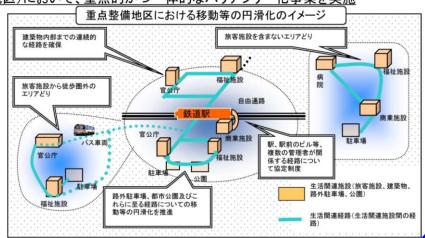




地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区(重点整備地区)において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施





心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



引用:国土交通省ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/shinpou/outline.pdf)

(2) バリアフリー新法の基本的枠組み

ア 移動等円滑化の促進に関する基本方針

主務大臣は、バリアフリー新法第3条に基づき、移動等円滑化が総合的かつ計画的に推進されるため基本方針として、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を定めることとされており、基本方針には次の4つの事項が定められています。

- ○移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
- ○移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 〇バリアフリー新法において定めることができる基本構想の指針となるべき事項
- ○移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に 関する事項(関係者の責務に関する事項)

イ 関係者の責務

国及び施設設置管理者、地方公共団体、国民がそれぞれの責務を果たすことで移動等円滑化が効果的に実施されることが求められています。

- ○関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ)【国】
- ○心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ○移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ○移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

ウ 基準適合義務

施設設置管理者等はそれぞれが設置し管理する一定の要件を満たす施設に対して、新設時には移動等円滑化基準に適合させる義務があり、既存の施設については移動等円滑化基準に適合させる努力義務が定められています。

また、施設等のバリアフリー化を図っていくにはハード面の整備のみならず、ソフト面の整備も重要であるとの認識から案内情報の適切な提供や、職員等に対する教育訓練を充実させるよう努めることとされています。

- ○施設、車両等の移動等円滑化
- ○案内情報の適切な提供
- ○職員等関係者に対する適切な教育訓練

エ 重点整備地区における移動等円滑化の重点的かつ一体的な推進

市町村は、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(基本構想)を作成することができます。

また、住民や事業者等は基本方針に沿った基本構想の素案を提案する制度が設けられており、提案を受けた市町村は基本構想を作成もしくは変更する必要があります。

これらによって基本構想が作成された場合、施設設置管理者等はそれぞれのバリアフリー化に関する事業計画を作成する必要があります。

- ○市町村による基本構想の作成
- ○住民や事業者等による基本構想の提案制度
- ○特定事業等移動円滑化に係る事業の実施

バリアフリー新法の基本的枠組み

基本方針(主務大臣)

- 移動等の円滑化の意義及び目的
- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針

関係者の責務

- ・関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ)【国】
- ・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務 既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- 旅客施設及び車両等
- ・一定の道路(努力義務はすべての道路)
- 一定の路外駐車場
- 都市公園の一定の公園施設(園路等)
- 特別特定建築物(百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物)
- 特別特定建築物でない特定建築物(事務所ビル等の多数が利用する建築物)の建築等に際し 移動等円滑化基準に適合させる努力義務(地方公共団体が条例により義務化可能)

重点整備地区における移動等の円滑化を重点的・一体的に推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想(市町村)

- 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障がい者等が生活上利用する施設が所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載等

協議

協議会

• 市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障がい者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、都市公園管理者、建築物の所有者、公安 委員会が基本構想に沿って特定事業計画を作成し、事業を実施する義務(特定事業の実施)
- 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

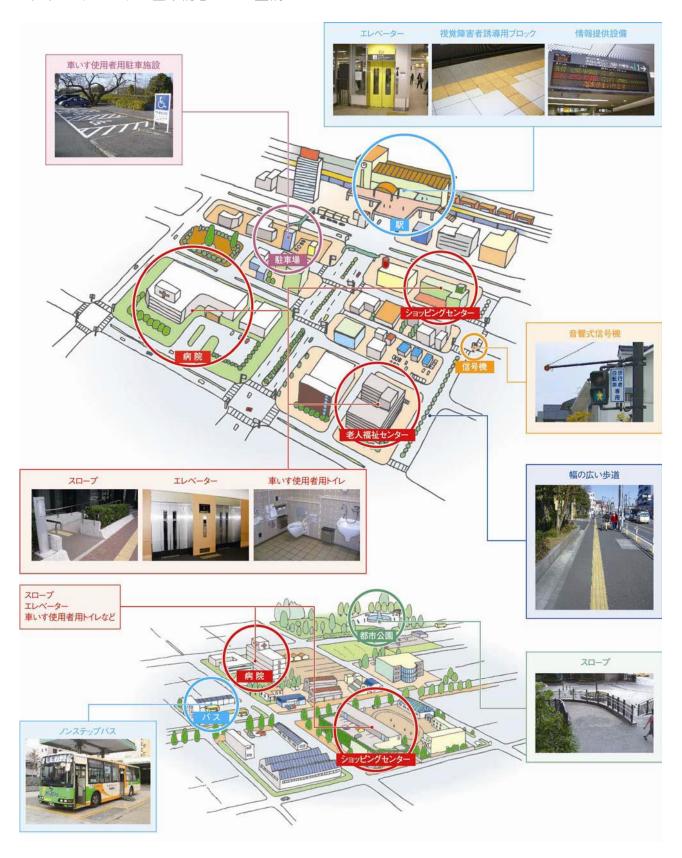
支援措置

- 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例等

移動等円滑化経路協定

• 重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に 関する協定の認可制度

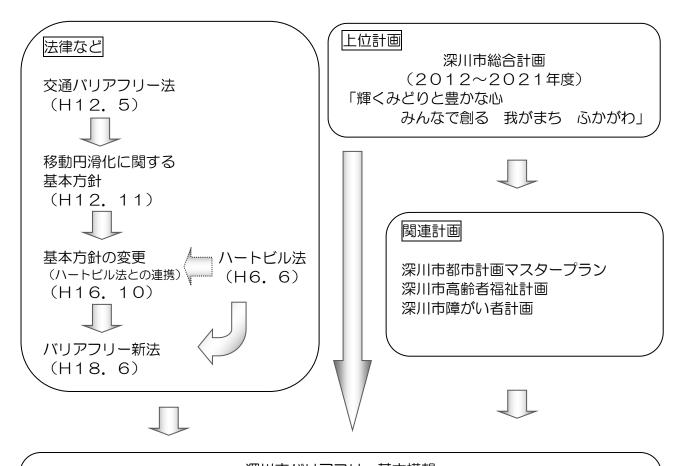
(3) バリアフリー基本構想による整備イメージ



3 基本構想の位置付け

(1) バリアフリー基本構想の位置付け

基本構想は、「バリアフリー新法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づくとともに、「第五次深川市総合計画」や「深川市都市計画マスタープラン」、各種の福祉関連計画等の上位・関連計画との整合を図り、策定するものです。



深川市バリアフリー基本構想

- ○移動等円滑化に関する目標及び基本方針
- ○重点整備地区の位置及び区域の決定
- ○移動等円滑化のための具体的な施策の位置づけ等

(2)目標年次

基本構想の目標年次を平成43(2031)年度とします。

深川市都市計画マスタープランなどの将来像実現のため、バリアフリー化については重点整備地区での早期の整備を図り、長期的視点に立ち本市全体の歩行空間などに展開していきます。 また、高齢化の進行度合いをはじめ、社会・経済情勢の変化を受けて適宜見直しを図ります。



第2章 深川市の現況

第2章 深川市の現況

1 深川市の概要

(1)位置、気候、面積、交通環境等

深川市は、北海道のほぼ中央部空知管内の最北部に位置し、東西22km、南北47km、総面積は52.923haを有し、東は旭川市、西は滝川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、南は芦別市、赤平市、北は幌加内町、小平町の4市5町に接しており、西部を除く三方が山地に囲まれた地形で、中央のなだらかな多度志丘陵の北側を雨竜川が南西に向かって流れ、南には神居古潭の渓谷を抜けて平野へ出た石狩川が東から西へ向けて蛇行し、これら流域には広大で肥沃な平坦地の田園地帯が広がっており、道内有数の稲作地帯となっている。

また、気候は北西北海道気候区の中にあって内陸に位置しているため、夏季高温な冷帯湿潤気候に区分されており、最暖気は7月~8月であるが、年平均気温は6℃と年間を通して冷涼である。

交通の状況では、東西にJR函館本線・北海道縦貫自動車道、国道12号、南北にJR留萌本線、高規格幹線道路深川留萌道、国道233号、275号、さらに道道が貫き、周辺諸都市との交通ネットワークが形成されている。

(2)人口・世帯数の推移

本市の人口は、昭和38年の市制施行時(深川町・一已村・納内村・音江村の合併)には約35,000人でしたが、昭和45年に多度志町と合併し最大人口の約39,000人になりました。

その後、平成2年までは30,000人をキープしていましたが、出生率の低下や若年層を中心とした転出超過等により人口が減少し、平成27年には22,000人を下回っています。

また、世帯数についても、一時増加傾向にあったものの、平成27年には約9,700世帯となり、一世帯あたりの世帯人員も2.26人/世帯となっています。

【人口と世帯数の推移】

表 人口・世帯数の推移

			_ 10 >>(0) 1E			
年区別	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口 (人)	30,671	28,770	27,579	25,838	23,709	21,934
総世帯(世帯)	10,618	10,746	10,945	10,554	10,100	9,695
一世帯当たり人員 (人/世帯)	2.89	2.68	2.52	2.45	2.35	2.26

資料:国勢調査(平成27年数値は速報値)

図 人口・世帯数の推移



(3)年齢別人口

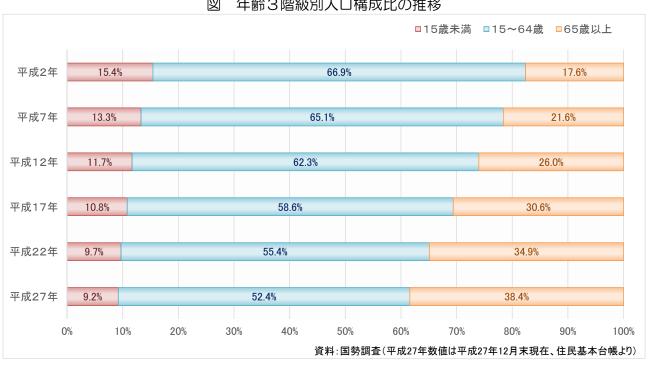
本市の年齢別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口及び15~64歳の生産年齢人口が 減少している一方で、老年人口については増加し続けています。

この結果、高齢化率は平成2年から27年にかけての25年間で17.6%から38.4%に 上昇しました。

また、年齢3歳階級別の人口をみると、今後も高齢化が進行することが伺えます。

【3階級別人口】

図 年齢3階級別人口構成比の推移



(4) 障がい者数の推移

本市における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は、人数及び人口に占める割合とも にほぼ一定で推移しています。

身体障がい者に占める障がいの種別をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多 くなっています。

【身体障害者手帳所持者数と人口に占める割合の推移】 (H26.3.31現在 単位:人)

_										
	H17 年	H18年	H19年	H20 年	H21年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
18 歳未満	13	16	19	19	19	17	17	17	15	17
18 歳以上	1,509	1,572	1,640	1,576	1,572	1,575	1,529	1,516	1,409	1,408
合計	1,522	1,588	1,659	1,595	1,591	1,592	1,546	1,533	1,424	1,425
人口	25,780	25,299	24,837	24,831	24,140	23,774	23,453	23,109	22,763	22,355
人口に 占める割合	5.90%	6.28%	6.68%	6.42%	6.59%	6.70%	6.59%	6.63%	6.26%	6.37%

資料:市健康福祉課

【身体障害者手帳所持者数(障がい種類別)】 (H26.3.31現在 単位:人)

	,,,,,,				
障 が い 区 分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
視覚障がい	131	117	116	96	99
聴覚、平衡機能障がい	184	185	171	155	145
音声、言語、咀しゃく機能障がい	8	9	10	5	5
肢体不自由	994	950	943	886	883
内部障がい	275	285	293	282	293
計	1,592	1,546	1,533	1,424	1,425

資料:市健康福祉課

【知的障がい者(療育手帳(区分:A・B))】 (H26.3.31現在 単位:人)

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
A(重度)	87(2)	92(1)	94(3)	95(0)	95(0)
B(中軽度)	115(7)	127(14)	135(8)	144(10)	144(9)
計	202(9)	219(15)	229(11)	239(10)	239(9)

()内は新規交付再掲

資料:市健康福祉課

【精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳〔等級:1級~3級〕)】

(H26.3.31現在 単位:人)

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
1 級	27	22	22	23	24
2 級	77	80	79	80	86
3 級	34	26	25	24	24
計	138	128	126	127	134

資料:市健康福祉課

2 公共交通機関の利用状況

(1) 鉄道

本市には、函館本線(深川駅・納内駅)及び留萌本線(北一已駅)が通っており、3ヵ所の駅が立地しています。

このうち「深川駅」には、札幌及び旭川方面を連絡するスーパーカムイ等の特急列車が停車します。

【1日あたり乗降客数の推移】



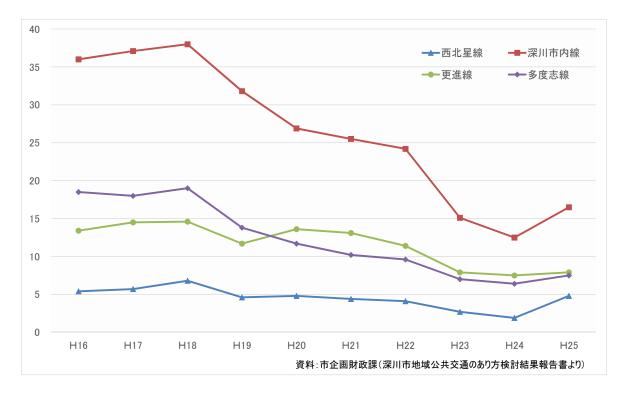
(2) バス

深川市内では、図に示すように「空知中央バス」「北海道中央バス」「ジェイアール北海道バス」及び「道北バス・沿岸バス」が運行されています。

【市内線年間利用者数の推移】

単位:千人

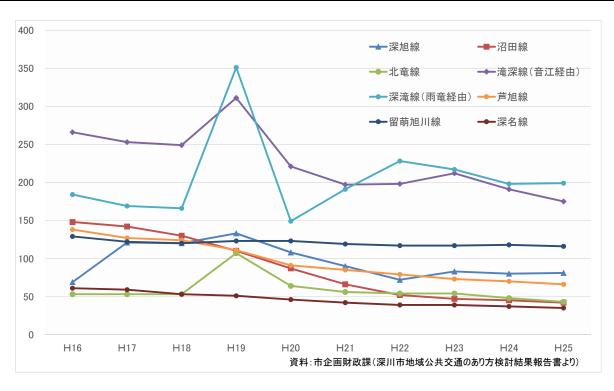
路線名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H25-H16	H25/H16
西北星線	5.4	5.7	6.8	4.6	4.8	4.4	4.1	2.7	1.9	4.8	-0.5	90.1%
深川市内線	36.0	37.1	38.0	31.8	26.9	25.5	24.2	15.1	12.5	16.5	-19.5	45.9%
更進線	13.4	14.5	14.6	11.7	13.6	13.1	11.4	7.9	7.5	7.9	-5.5	59.0%
多度志線	18.5	18.0	19.0	13.8	11.7	10.2	9.6	7.0	6.4	7.5	-11.0	40.6%
合計	73.3	75.3	78.4	61.9	57.0	53.3	49.3	32.8	28.4	36.8	-36.5	50.2%



【市外線年間利用者数の推移】

単位:千人

E - 1 - 2 1/824 1	310,0											
路線名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H25-H16	H25/H16
深旭線	69	121	120	133	108	90	72	83	80	81	12	117.2%
沼田線	148	142	130	110	87	66	52	47	45	42	-106	28.6%
北竜線	53	53	53	107	64	56	54	54	48	43	-10	80.3%
滝深線 (音江経由)	266	253	249	311	221	197	198	212	191	175	-91	65.7%
深滝線 (雨竜経由)	184	169	166	351	149	191	228	217	198	199	15	108.2%
芦旭線	138	127	124	111	91	85	79	73	70	66	-72	47.9%
留萌旭川線	129	122	120	123	123	119	117	117	118	116	-13	89.9%
深名線	61	59	53	51	46	42	39	39	37	35	-25	58.3%
合計	1,048	1,045	1,016	1,295	889	846	840	842	787	757	-291	72.2%



3 上位関連計画

- (1)第五次深川市総合計画(平成24年1月策定)発行
- ①まちづくりの分野と目標
 - ア 4つの分野
 - 1) 福祉・健康・医療に関する分野 障がい者福祉(バリアフリーの促進) 高齢者福祉(地域生活支援と地域包括ケアの推進)
 - 2)経済・産業に関する分野
 - 3) 快適な生活基盤の構築に関する分野 交通・道路(市民の交通手段の確保、道路網の整備、交通安全の推進)
 - 4) 人材育成と教育・文化・スポーツに関する分野
 - イ 目標(目指す都市像)

「輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまち ふかがわ」 ~ ふかがわ未来創造プラン ~

②バリアフリー化等に関する事項

- ア バリアフリーの促進
 - ○地域社会を構成するすべての人々が、等しく普通に生活できるようにするノーマライゼー ション理念の普及を図りながら、障がいが正しく理解される啓発活動の充実や、地域福祉 活動の推進に努めます。
 - ○障がいのある人だけではなく、子どもや高齢の人など誰もが使いやすく、安全で快適に生活できるよう環境の整備に努めます。
 - 〇どのような障がいがあっても、必要な情報を障がいの特性に応じた手段で、必要なときに 受信し、利用し、発信できる情報バリアフリーの環境づくりに努めます。

イ 地域生活支援と地域包括ケアの推進

〇高齢者のライフスタイルや状態など、そのニーズに応じた住まいの確保や公共的施設のバリアフリー化、地域の防災・防犯・交通安全対策等を推進し、高齢者の地域生活を支える 生活環境の整備に努めます。

ウ 市民の交通手段の確保

- ○市民が利用しやすい運行ダイヤとなるよう、鉄道やバス事業者などに働きかけ、市民の利 便性向上を図ります。また、市民生活に欠かせないバス路線については、バス事業者と連 携を図り、路線の維持・確保に努めます。
- 〇高齢者などの交通弱者の積極的な社会参加の促進や福祉の増進を図るため、地域内の交通 体系や環境整備について検討を進めます。

エ 道路網の整備

- 〇高齢者や障がい者をはじめとして、誰もが安全で快適な歩行空間を確保できるよう、道路 の移動円滑化整備ガイドラインに基づいた歩道整備を行います。
- ○安全で快適な通行空間の確保と景観への配慮のため、無電柱化の調査研究を進めます。
- ○安全な交通を確保するため、適正な道路の維持管理に努めます。

オ 交通安全の推進

〇歩行者・自転車利用者の安全で快適な通行を確保し、市民を交通事故から守るため、歩道等の交通安全施設の整備を進めます。

(2) 深川市都市計画マスタープラン(平成16年12月策定)発行

①計画の基本理念など

ア 基本理念

「市民とともに創る 住みよいまち 深川」

- 農村環境と調和した、いつまでも住み続けることができるまちを目指して -

イ 都市づくりの理念

深川市では、総合計画に基づき、建設・経済・福祉・社会教育などの、各種行政施策が行われています。

いわば総合計画とは、深川市の行政施策の羅針盤とでもいうべきものです。

深川市は、「第四次深川市総合計画」において、恵まれた自然環境や社会環境をいかしたまちづくりとするため、市民と行政が一体となってまちづくりを進める基本姿勢と、人と人とのふれあいや自然を大切にして、すべての市民が住んでよかったと思えるようなまち、ふるさと深川に誇りを持てるようなまちづくりを進めるため、「市民とともに創る 住みよいまち 深川」を都市の未来像として掲げています。

そこで、深川市都市計画マスタープランにおいても、この「第四次深川市総合計画」に示す未来像を基本理念として設定します。

また、基本理念の下にサブタイトルとして、深川市の基幹産業である農業の環境と、都市環境との調和のとれたまちづくりを進めるため、「農村環境と調和した、いつまでも住み続けることができるまちを目指して」と設定します。

ウ 将来都市像

基本理念としての未来像を「市民とともに創る 住みよいまち 深川」と設定していますが、「深川市民のまちづくりアイディア集」と、庁内会議による検討を踏まえ、

- 1)市街地を取り巻く自然・農村環境、
- 2) 広域的な位置づけ、
- 3) 人口世帯・産業などの社会環境、

の3つの視点から、以下のとおり具体的な将来都市像を設定しました。

- 1. 恵まれた自然環境をいかした「田園都市」
- 2. 市民生活の多様化、広域化に対応した「広域連携都市」
- 3. 全ての人が安心・快適に生活できる「あんしん生活都市」

②バリアフリー化に係る施設整備の方針

アー交通施設整備の方針

- 1. 広域的な交通に配慮した交通体系の形成を図ります。
- 2. JR深川駅周辺を中心に、放射+格子状の道路網をつくります。
- 3. 歩行者・自動車交通ネットワークの形成やバリアフリー化を進めます。
- 4. バス交通網を充実させ、利便性の高いまちづくりを行います。

道路の整備

- 〇深川市は、札幌市を中心とする道央と旭川市を中心とする道北方面、及び留萌方面との分岐点にあることから、都市間の連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進めます。
- 〇北空知圏の中核都市として周辺都市との有機的な連携を図るため、自動車専用道路、主要 幹線道路等の主要な道路整備を図ります。
- ○市街地内の各地域の交通を円滑に処理するため、幹線道路を格子状に配置し、整備を図ります。
- 〇現在、深川市街地と広里・音江市街地を結ぶ幹線道路は、国道233号の深川橋1本です。 広里・音江市街地と深川市街地を円滑に結び、広里工業団地をはじめとする都市的土地利 用地の利用促進を図るため、また、災害などの有事の際への対策として、新橋整備や、深 川橋の拡幅整備など、幹線道路網の強化充実を図ります。
- 〇住区レベルの主要な道路として、補助幹線道路の整備を図ります。特に深川市街地のJR 函館本線北側地区は、コンパクトな市街地形成のための良好な居住環境を創出するために 土地利用に合わせた区画道路の整備を図ります。
- ○広里市街地においては、土地利用に合わせて工業団地にふさわしい幹線道路整備を図ります。
- ○高齢者社会に対応するとともに、障がいを持つ人も健常な人も安全で快適な通行を確保するため、歩行者や自動車交通ネットワークの形成やバリアフリー化を進めます。中心市街地部における歩行者系道路網についての考え方は、第2編地域まちづくりプロジェクト「2.人と環境にやさしいみちづくり・緑づくりプロジェクト」に示します。

(3)深川市高齢者福祉計画(平成27年3月策定)第7次

①計画の基本理念・目標など

ア 基本理念

「地域の絆を深め、ともに支え合い、ともに暮らし続けられるまちづくり」

高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、市民が互いに声をかけあい、 交流し、心豊かな人間関係を築いていくなかで、ともに支え合い、ともに暮らし続けられる まちの実現を目指します。

イ 基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築と8つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。

地域包括ケアシステムの構築

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括システムの構築に向けた取り組みの実現が必要となります。

深川市においても、今後さらに高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者や、要支援・要介護 高齢者、認知症高齢者等の増加が見込まれるため、高齢者の生活を地域で支えるしくみを「地 域包括ケアシステム」の考えに基づき取り組みます。

- 1. 介護予防・健康づくりの推進
- 2. 介護サービス等の基盤整備
- 3. 介護サービス等の質的向上
- 4. 積極的な社会参加の推進
- 5. 認知症高齢者支援の推進
- 6. 権利擁護の推進
- 7. 地域生活支援体制の整備
- 8. 生活環境の整備

②バリアフリー化に係る施設整備の方針

ア 生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安全で快適に生活を送ることができるよう、高齢者に配慮した住宅環境や公共施設の整備を進めるとともに、関係機関・団体等と連携し、高齢者の交通安全や防火・防災などの安全対策に取り組むなど、暮らしやすい生活環境の整備に努めていきます。

具体的な施策

1. 住まい環境等の整備

利用しやすい住居・公共施設の整備、施設・居住系サービスの充実、住宅改修・介護予防住宅改修(住宅改修費の支給)、福祉除雪サービス助成事業、移送サービス事業

2. 高齢者の安全対策

防火・防災の対策、防犯の対策、地域見守りネットワークづくり事業、交通安全の対策、 消費生活の対策、救助救急の対策、救急カードの普及事業、緊急通報システム設置事業

(4)深川市障がい者計画(平成26年4月策定)第3次

①計画の目標と基本的方向など

ア目標

障がいや障がいのある人に対する市民の理解を促進し、障がいのある人とない人の地域の中での交流や、まちづくり・地域づくりへの参加を進め、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの市民が、社会の一員としてその役割と責任を担いながら、住み慣れた地域で、「ともに学び ともに働き ともに暮らす 共生社会の実現」を目指します。

イ 基本的方向

上記目標の実現や、障がいのある人も地域の一員として、あらゆる社会活動に参加できる「完全参加と平等」に向けて、次の基本的方向により施策を展開していきます。

- 1) 地域で生活できる環境づくり
 - ・障がいの種類や程度に応じた適切なサービスを提供するため、相談支援や障がい福祉サービスの充実を図るとともに、サービス提供のための人材育成など、障がいのある人の地域生活を支援する体制の確立に努めます。
- 2) 自立と社会参加の促進
 - ・関係機関との連携を図り、発達の遅れや障がいのある子どもの早期発見、早期療育に努めるとともに、一人ひとりの子どもの障がいの状態やニーズに応じた就学指導と特別支援教育などを推進するなど、教育環境の整備・充実に努めます。
 - 障がいのある人がそれぞれの能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携しながら環境づくりに努めます。
 - 障がいのある人が社会の構成員として地域でともに生活でき、その生活の質的向上が図られるよう、社会参加の機会や場所の確保を図るとともに、社会参加のための支援体制づくりに努めます。
- 3) バリアフリー(障壁除去)の促進
 - 地域社会を構成するすべての人々が、等しく普通に生活できるようにするノーマライゼーション理念の普及を図りながら、障がいが正しく理解される啓発活動の充実や、地域福祉活動の推進に努めます。
 - ・障がいのある人だけではなく、子どもや高齢の人など誰もが使いやすく、安全で快適に 生活できるよう環境の整備に努めます。
 - ・どのような障がいがあっても、必要な情報を障がいの特性に応じた手段で、必要なとき に受信し、利用し、発信できる情報バリアフリーの環境づくりに努めます。

②バリアフリー化等に関する事項

ア バリアフリー (障壁除去)の促進

- 1)権利擁護・理解の促進
- 2) 生活環境
- 3)情報・コミュニケーション(意思伝達)

バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

<現状と課題>

「多くの人が利用する建物や公共空間においては、あらゆる人が使いやすいように配慮が必要」という考え方に沿って、本市では、生活環境の整備を進めていますが、公共の建築物や道路、交通機関などの生活に密着したものに関しては、今後とも、バリアフリー化を進めていく必要があります。

<基本方針>

障がいのある人もない人も、誰もが使いやすく、安全で快適に生活できる生活環境の整備を 推進します。

<主要施策>

1) 住まいの整備

- ・障がいのある人や高齢の人に配慮したユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅の 整備に努めます。
- ・障がいのある人の地域での自立生活を推進するため、グループホームなど、障がいのある人が日常生活を営む上で必要な支援機能を備えた住まいの整備の促進に努めます。
- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進などに努め、障がいのある人が、賃貸住宅 等に円滑に入居できるよう支援します。

2) 福祉のまちづくりの推進

- 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設や公園、道路、住宅などが誰に も利用しやすいものとなるよう、関係者などへ条例の趣旨や、条例に基づく各種施策等 の周知に努めます。
- 障がいのある人が、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、理解の促進に努めます。
- 3)移動・交通機関等のバリアフリーの促進
 - 誰もが安心して移動できるよう、関係機関と連携し、違法駐車や路上放置物などの歩道の障害物除去に努めるとともに、幅の広い歩道や点字ブロックの設置、歩道の段差解消などの整備・改善・補修と歩道除雪の充実に努め、歩行空間のバリアフリー化の促進に努めます。
 - 障がいのある人が公共交通機関を円滑に利用できるようにするため、「北海道福祉のまちづくり条例」に沿った整備が行われるよう、条例の趣旨の普及に努めます。
 - 公共施設などにおいて、車イス使用者などが利用しやすい多機能トイレやオストメイト 対応トイレの整備に努めます。
 - 乗用車が重要な移動手段となっている障がいのある人の自動車改造や自動車運転免許取得の支援に努めます。